

平成 27 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 27 年 12 月 7 日（月曜日）

平成 27 年第 4 回定例会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 27 年 12 月 7 日（月曜日）午前 10 時 00 分開会

## 議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第 9 号（第 3 定）平成 26 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 7 号（第 3 定）富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 5 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告  
調査第 1 号 図書館について  
都市事例調査  
調査第 2 号 少子高齢化の実態と対策について  
都市事例調査  
調査第 3 号 市道及び道路環境の整備について  
都市事例調査
- 日程第 6 議員の派遣に関する報告
- 日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告平成 27 年度 7 月分～10 月分）
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第 21 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 報告第 1 号 専決処分報告（平成 27 年度富良野市一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 11 議案第 1 号～第 20 号（提案説明）

## 出席議員（18 名）

議 長 18 番 北 猛 俊 君 副議長 8 番 天 日 公 子 君

1番 大栗民江君  
3番 石上孝雄君  
5番 岡野孝則君  
7番 岡本俊君  
10番 佐藤秀靖君  
12番 関野常勝君  
14番 後藤英知夫君  
16番 広瀬寛人君

2番 宇治則幸君  
4番 萩原弘之君  
6番 今利一君  
9番 日里雅至君  
11番 水間健太君  
13番 渋谷正文君  
15番 本間敏行君  
17番 黒岩岳雄君

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登芳昭君  
総務部長 若杉勝博君  
経済部長 原正明君  
商工観光室長 山内孝夫君  
総務課長 高田賢司君  
企画振興課長 西野成紀君  
教育委員会教育長 近内栄一君  
農業委員会会長 東谷正君  
監査委員 宇佐見正光君  
公平委員会委員長 島強君  
選挙管理委員会委員長 桐澤博君

副市長 石井隆君  
保健福祉部長 鎌田忠男君  
建設水道部長 外崎番三君  
看護専門学校長 丸昇君  
財政課長 柿本敦史君  
教育委員会委員長 吉田幸男君  
教育委員会教育部長 遠藤和章君  
農業委員会事務局長 大玉英史君  
監査委員事務局長 高田敦子君  
公平委員会事務局長 高田敦子君  
選挙管理委員会事務局長 一條敏彦君

事務局出席職員

事務局 長 川崎隆一君  
書記 澤田圭一君

書記 今井顕一君  
書記 倉本隆司君

午前10時00分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成27年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

大 栗 民 江 君  
佐 藤 秀 靖 君  
宇 治 則 幸 君  
黒 岩 岳 雄 君  
石 上 孝 雄 君  
広 瀬 寛 人 君  
萩 原 弘 之 君  
本 間 敏 行 君  
岡 野 孝 則 君  
後 藤 英 知 夫 君

以上、10名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

大 栗 民 江 君  
佐 藤 秀 靖 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長(川崎隆一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第20号及び報告第1号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第21号及び諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきまして

は、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長(広瀬寛人君) -登壇-

議会運営委員会より、11月30日に告示されました平成27年第4回定例会が本日開催されるに当たり、12月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、36件でございます。

うち、議会側提出事件は13件で、内訳は、事務調査報告3件、都市事例調査報告3件、付託案件委員会報告1件、特別委員会報告1件、議員派遣報告1件、例月出納検査結果報告4件でございます。

市長よりの提出事件は23件で、その内訳は、補正予算4件、条例5件、人事2件、報告1件、その他11件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、次に、第3回定例会において継続審査となった認定第1号より認定第9号の平成26年度一般会計ほか各歳入歳出決算について、決算審査特別委員会報告を受け、これを審議願います。次に、同じく継続審査となった議案第7号について、総務文教委員会より報告を受け、審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を受け、次に、議員の派遣に関する報告、監査委員

報告を受けます。

次に、諮問第1号及び議案第21号の審査を願い、次に、報告第1号の報告を受けます。

次に、議案第1号から議案第20号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月8日から11日は議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目の12月14日、第3日目の15日、第4日目の16日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月17日は、議案調査のため、休会といたします。

本会議第5日目の12月18日は、議案第1号及びこれに関連する議案第10号から議案第20号の審議を願い、次に、議案第2号から議案第9号の審議を願います。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、12月15日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成27年第4回定例会の会期は、本日12月7日より12月18日までの12日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月7日から18日までの12日間とし、うち、8日から11日まで、17日は議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

## 行 政 報 告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告いたします。

1点目は、東南アジアのトップセールスについてであ

ります。

富良野・美瑛広域観光推進協議会会長として、10月19日から26日まで、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村並びに関係団体、民間業者の皆様と、マレーシア、タイ、インドネシアを訪問いたしました。マレーシアにおきましては、訪日旅行取り扱い大手旅行者、報奨旅行取り扱い業者、日系旅行者への誘客プロモーションと意見交換、タイにおきましては、タイ政府関係者及び関係省庁との意見交換、大手旅行社12社への観光セミナー及び商談会の開催、インドネシアにおきましては、大手旅行社5社への観光セミナー及び商談会、政府系航空会社への直行便要請や意見交換など、それぞれ富良野・美瑛地域の誘客に向けた魅力のPRや情報提供、意見交換等を行ってまいりました。

2、要望運動についてであります。

（1）地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月4日に北海道開発局、旭川開発建設部、管内選出北海道議会議員、北海道建設部、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、11月18日は、財務省、国土交通省、6区選出衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、事業区間、富良野道路、富良野北道路、旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間、東神楽 - 中富良野間、富良野市 - 占冠村の間の計画段階評価への早期着手について要望してまいりました。

（2）富良野圏域における河川の整備促進についてであります。

富良野圏域連携協議会会長として、11月13日に北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく、早急な河川整備の促進と、河川の適正な維持を図るため、河床しゅんせつや立木の伐採など、河川維持の充実について要望してまいりました。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

## 日程第3

認定第1号（第3定） 平成26年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定） 平成26年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定） 平成26年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定） 平成26年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

認定第5号(第3定) 平成26年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号(第3定) 平成26年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号(第3定) 平成26年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号(第3定) 平成26年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第9号(第3定) 平成26年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

議長(北猛俊君) 日程第3、前会より継続審査の認定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題といたします。

本件9件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長石上孝雄君。

決算審査特別委員長(石上孝雄君) -登壇-

おはようございます。

決算審査特別委員会より、認定第1号、平成26年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成26年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの9件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置し、認定第1号より認定第9号までの平成26年度富良野市一般会計を初め、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月18日に、審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より総括的に説明を受け、11月4日から6日までの3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行いました。

審査では、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や事務事業の執行が適正かつ効率的に行われたかなど、決算審査の着眼点に基づいた委員による質疑が行われ、それに対して説明、答弁をいただき、特に指定管理者並びに市有財産の跡地利用について活発な議論があり、慎重に審査を進めてまいりました。

審査の結果、認定第1号より認定第9号までの9件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長(北猛俊君) これより、本件9件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) ないようですので、以上で本件9件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、平成26年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、平成26年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号、平成26年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件6件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件6件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成26年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第9号、平成26年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4

議案第7号(第3定) 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議長(北猛俊君) 日程第4、前会より継続審査の議

案第7号、富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長萩原弘之君。

総務文教委員長（萩原弘之君） -登壇-

平成27年第3回定例会において付託となりました議案第7号、富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

本条例は、平成25年に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、マイナンバー制度の導入に伴い、国が定める番号法別表第1の事務以外で、市が独自に個人番号利用することができる事務を定めることにより、同一機関内における特定個人情報の利用や、同一自治体の他機関への提供を通して、市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることを目的としております。

国が進める社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実、安定化とそのための安定財源の確保と財政健全化を同時に達成するため、平成24年8月に成立した関連8法案の一環としてマイナンバー制度の導入が決定しました。この制度は、国民一人一人に12桁の番号を割り当て、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい制度であります。国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目指すものとしております。

本市においても、本年11月より個人番号通知カードの送付が始まり、平成28年1月より、番号法に定められた社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が開始されます。その後、平成29年1月に情報提供等記録開示システムの利用を開始し、7月には地方公共団体と国の行政機関との間で情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会、提供が行われることになっております。

本委員会では、担当部局に本条例の解釈と運用などについて説明を求め、審査を進めてまいりました。審査中の主な意見として、マイナンバーを利用した本市における市内連携の範囲と仕組みについて、インターネットとマイナンバーのネットワークは隔離されていること、アクセス制限を設けて、特定の職員しかアクセスできないようにするための整備を進めていること、サーバールームへの入室や外部記録装置等の利用を制限し、職員による利用や保管、運用方法や記載範囲などを管理し、個人情報の厳重な取り扱いを徹底、推進するために職員研修を充実することなど、組織的な個人情報保護対策を行っ

ていくことを確認しました。

また、運用にかかわるチェック機能については、国の機関である個人情報保護委員会で監視、監督をすることになっていることや、本市においても、評価書を委員会に提出し、公表しているが、新制度の導入に当たり、制度について市民の理解や周知が十分でないこと、個人に番号が配付される手続の手法が浸透していないことなど、さまざまな情報が報道されていることから、マイナンバー制度の利用に当たっては慎重に取り扱いをすべきと意見が出ました。

国が定める利用範囲のほかに、本市が定める事務の具体的な利用等について、市民の提出書類や手続が簡素化され、利便性が向上するとともに、庁内の事務作業が効率化されることなどが考えられるが、利用に当たっては、市民に対する丁寧な説明と、制度の周知を図り、徹底した情報管理のもとで運用すべきという点で委員全員の意見が一致し、本条例は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

#### 日程第5

##### 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

議長（北猛俊君） 日程第5、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、図書館について及び都市事例調査について。

総務文教委員長萩原弘之君。

総務文教委員長（萩原弘之君） -登壇-

平成27年第3回定例会において、都市事例の調査の許可を得た所管にかかわる事務について、下記のとおり事

務調査を実施したので、その結果を報告させていただきます。

調査地は苫小牧市、石狩市、幕別町、日程は10月7日から10月9日までというふうになっております。

まず、最初に、苫小牧市でございます。

苫小牧市における図書館施設について、苫小牧市の図書館は、昭和24年に公民館の一角に書架を設置し、900冊余りの蔵書でスタートしました。その後、市立図書館として独立した施設への移転を経て、昭和63年11月に苫小牧工業高校の跡地にサンガーデンと併設で現在の苫小牧市立中央図書館が開設しました。また、コミュニティセンター4カ所と、ファミリーセンター、勇払公民館における6カ所の図書室と移動図書館車を整備しており、貸し出しから返却まで中央図書館に準じたサービスを利用することができます。

中央図書館と6図書室、移動図書館車を含めた蔵書資料数は、図書50万3,000点で、雑誌、映像、録音図書を含めると53万3,000点であります。平成26年度の利用状況は、貸し出し資料数が88万8,000点で、貸し出し人数は19万8,000人と平成25年度まで減少傾向であったが、26年度は、貸し出し資料数、貸し出し人数が伸びております。

苫小牧市図書館基本計画について。

平成23年度に実施した利用者アンケートの結果、今後の図書館に求めることとして、図書館資料の充実が1位に挙げられ、平成24年度の図書館運営の点検及び評価では、貸し出し冊数、蔵書数、購入雑誌数、図書購入数、購入費が全国平均を下回っていたことが課題として挙がっておりました。そこで、苫小牧市が目指す図書館のあり方を明確にし、図書館が持っている機能の充実、市民サービスの質的向上を目指し、平成26年6月に苫小牧市図書館基本計画が策定をされました。

この計画の理念と基本目標は、一つ、情報と知識を集積した知の情報拠点としての図書館、二つ、読書活動推進、支援拠点としての図書館、三つ、市民が利用しやすく、役立つ図書館、四つ、郷土の歴史と特性を大切に、豊かな市民文化を創造する図書館、五つ、人と本、人と人の出会いを広げ、ゆとりとぬくもりが感じられる図書館、このような基本計画になっております。

その中において、運営体制として特徴的な取り組みについて説明をさせていただきます。

一つ目に、録音図書、点字図書の貸し出し、二つ目に、対面朗読の実施、三つ目に、ICTへの対応、四つ目に、小学校への支援の取り組みなど、さまざまな運用がなされている状況にあります。

考察として、苫小牧市立中央図書館は、富良野市と比べて、施設規模や蔵書の数に大きな差はあるが、基本計画に沿った事業の推進に第三者評価制度を取り入れて、都度、挙げられた課題の改善を検討する体制は、基本計

画を検証することにおいても重要な対策であると考えている。また、施設の使用について、児童や乳幼児の居場所が確保されており、全ての利用者が利用しやすいようにバリアフリーを推進した施設になっている。設備面でも、情報サロン、電子書籍、無線LANなどを整備し、充実した内容になっている。このように、市民ニーズに対応した環境の整備は、将来に向けて富良野市でも拡充すべきと考える。富良野市は、これからの図書館像を考えると、さまざまな観点から課題を解決するために検証することが望ましい。

続きまして、石狩市でございます。

石狩市民図書館について。

図書館の中にまちをつくるという理念で、エントランスの壁の曲線は石狩川、開架スペースの青い床は冬の日本海をあらわし、照明も街灯を模した形をしており、随所に特徴的な設計がされている施設面では、誰でも利用することができるバリアフリーを目指し、段差のない床、広い開架スペースに配慮されている。そのほか、子供たちに読み聞かせを行う赤い壁で卵の形状をしたおはなし室、目の不自由な方への朗読を行う朗読サービス室、音響・映像資料の鑑賞ができる視聴覚ブース、ボランティアの作業室を兼ねた研修室が設けられております。また、本館のほかに、花川南、八幡、浜益の3分館と地域開放の学校図書館として厚田のあいこぜ図書館の四つの拠点を設けております。

分館を含めた図書館の利用状況について、平成26年度の所蔵資料数は31万4,000点で、そのうち、本館には28万9,000点であります。貸し出し資料数は56万5,000点、貸し出し人数は12万6,000人で、ともに前年度を上回っている利用がありました。

石狩市民図書館の主な特徴的な活動として、ボランティアの活動があります。

各団体の拠点として活動室を提供することにより、ボランティア活動の推進を図っております。これ以外に、読書活動関係団体とも連携をとっております。

2点目に、宅配サービスであります。

宅配サービスについては、平成26年3月から多忙で利用できない方々や交通の不便なところに住んでいる住民にも図書館サービスを活用してもらうよう、電話やインターネットを通して貸し出しの申し込みを受け、ゆうメール等を利用して自宅に届ける宅配サービスを実施しております。

3点目に、ブックスタート事業であります。

平成18年度から10カ月健診の会場で、保健師、ボランティア、図書館司書連携のもと、乳児の健診に合わせてボランティアが絵本の読み聞かせを行い、図書館司書が赤ちゃんと保護者の一人一人に乳児への言葉かけの重要性を説明し、ブックスタートパックを手渡しております。

また、第2のブックスタートとして、平成27年から小学校就学児健診の会場で、ブックリストと図書館の利用案内を配付しております。図書館の図書を会場に持っていき、出前で貸し出しを行えるようにしております。読書に関心がある家庭もさることながら、本に親しみのない、興味のない家庭をターゲットとして、学校に上がる前に本に親しんでもらい、図書館の利用促進を図っております。

考察として、コンセプトである図書館の中にまちをつくるという発想の概念は、既存の概念を払拭するものであり、市民とともに作り上げていく図書館をイメージするにふさわしい施設であると感じました。また、第2のブックスタートとして、家読事業を小学校1年生から対象に開始しており、家庭や家族で本に触れ合うきっかけづくりの推進にも興味を持ったところであります。

本市においても、図書館としての機能の充実を図るだけでなく、複合的に利用することができる市民交流の拠点とするため、市民協働の図書館づくりを考える上で大いに参考になったところであります。

次に、幕別町であります。

幕別町図書館は、昭和62年、図書館建設基本構想を策定し、整備に向けた準備を始めました。その後、平成元年に図書館建設検討委員会が設置され、平成3年4月に開館し、4年には移動図書館車の運行を開始しました。その後、忠類村との合併により、忠類ふれあいセンター福寿図書室を忠類分館として運営をしております。平成26年の本館と札内分館、忠類分館、移動図書館車の資料数は23万4,000点であります。利用状況は、貸し出し資料数が18万2,000点で、利用人数は3万7,000人になっております。本館の開館時間は10時から18時まで、札内分館は木曜日のみ10時から20時まで、また、忠類分館については、10時から21時までの開館になっております。

図書館の運営に当たっては、職員の配置について、本館8名、札内分館5名、忠類分館3名の合計16名で運営し、ウェブサイトの更新作業、ブログの投稿を実施しております。

主な運用について、御説明を申し上げます。

ウェブページを利用した情報発信についてであります。

平成26年4月に完全リニューアルし、トップページには同町100年記念ホールにある緞帳をモチーフとしたデザインで12の項目について掲載し、司書が毎日更新をしております。トピックの下には本棚が掲載されており、選書の情報へのアクセスをスムーズに行われるようにしております。

2点目に、読書推進の取り組みであります。

幕別町は、まぶ達メンバーという組織をつくり、その中において、さまざまな活動をしております。また、ボランティア協力団体とあわせ、図書館応援団という形を

つくり、読み聞かせの会5団体、本館を含め、札内分館、忠類分館をそれぞれ拠点として、小学校や保育所への出前紙芝居や手づくりの大型紙芝居など、各団体で独自の活動を展開しております。

3点目に、2次元カラーバーコードによる蔵書の管理でございます。

カメレオンコードとも呼ばれておりますが、図書と図書が本来あるべき位置の複数の情報を瞬時に端末の画面上で確認することができることにより、自由な発想による図書の配置が可能になるだけでなく、検索機能の向上により、蔵書の点検や貸し出し、返却業務を瞬時に行うことができ、点検による休館日を廃止しました。また、同様の機能がある電子タグは、費用面で負担が大きく、一般の図書館で導入するのは難しいとされるが、このカメレオンコードについては、低いコストで導入することができます。

4点目に学校図書館との連携であります。

学校図書館の図書資料や図書室の整備に平成23年度から取り組んでおります。改装に当たっては、希望した学校に対してどんな図書館にしたいかを先生や子供たちに聞きながら協議を重ね、基本的にお金をかけずにあるものでやりくりをして、よりよい学校図書室へと仕上げていく整備には、先生だけでなく児童生徒も参加して作業を進め、子供たちも一緒にかかわることによって、本に対する愛着と自分の学校図書館に対する思い入れの醸成につながっている。また、学校図書の選書にも力を入れ、幕別町図書館の司書が図書の紹介を行い、入荷した図書の登録までを行い、学校へ渡すという作業をしております。

考察としまして、幕別町の読書推進にかかわる取り組みは、町民全体の意識の高揚を図り、かかわりやすい環境と簡素化した蔵書の管理システムを整備することにより、高い効果をもたらしていると考えます。

富良野市の図書管理システムの蔵書点検や貸し出し作業に多くの時間と労力が使われており、早期の改善が必要であると考えます。また、図書館のウェブページの運用についても、広く住民に図書の閲覧と情報提供ができることから、本市においても、市民が興味を持てるような取り組みが必要だと考えるところです。総体的に、図書館と住民とのかかわり方が図書館の事業に大きく影響を与えることから、今後の連携のあり方について検討が必要であると考えるところです。

以上、都市事例調査の報告を終わらせていただきます。

次に、第3回定例会におきまして継続調査の許可を得ました図書館について報告をいたします。

調査第1号、図書館についての調査の経過と結果について報告をいたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、読書に対する市民のかかわり方、図書館の環境や機能、

図書館と学校図書との連携について、先進地や市内小学校の学校図書館への視察、ボランティア団体との意見交換を行いながら調査を進めてきたところであります。

読書とは、言語にかかわるさまざまな力を育て、思考力や表現力を深め、物事を創造する源につながるものがあります。新しい自己の発見や自己の変革を促し、人の生き方や社会のあり方などに興味・関心を持ち、広い視野に立って物事を考え、問題意識の育成に大きく影響を与えるものと考えます。その実現を図る拠点として、図書館の担う役割は重要であると考えております。したがって、図書館は、乳幼児から高齢者まで全ての年代の人々が自己実現のために利用できる公的施設でもあると考えているところです。

市立富良野図書館は、昭和47年4月に市立郷土館から独立し、約8,500冊の蔵書をもって開設されました。施設の狭隘化と老朽化によって、平成3年7月に現在地であります富良野情報プラザと併設によりオープンをしました。平成26年度の事業概況を見てみると、蔵書数は12万冊、開館日数は282日、入館人数は9万6,000人、貸し出し冊数は15万7,000冊となっております。利用者の要望に応えるため、市立図書館として、1セット35冊の図書を市内8小学校の巡回により、学校図書館の補助としてブックトラック事業の実施や、道立図書館や各学校に児童書や絵本を提供し、児童生徒に読みたい本を自由に選んで借りてもらふブックフェスティバルの利用を通して、子供たちの読書推進や調べ学習の一助になっております。また、道立図書館や沿線市町村の図書館などとも連携を図り、富良野市には持ち合わせていない図書を他館から借り寄せることができるなど、読書環境の整備に努めております。

以上の運営実態を踏まえ、委員会では、大きく四つの点について議論を行いました。

1点目は、市民と読書のかかわりについてであります。

乳幼児から本に親しみを持ってもらふことを目的とした乳幼児へのブックスタート事業が行われている。また、読書推進ボランティアによる図書館や学校での読み聞かせ活動を中心に、読書推進の取り組みがなされております。このことにより、小学校と乳幼児の親の世代において貸し出し冊数が多い傾向にある。その他、60歳以上の貸し出しが多い一方で、部活動などが活発になる中高生の貸し出しが極端に少ないという部分の利用実績があります。また、子どもの読書推進プランでは、読書環境の整備について、家庭、地域、学校と行政との連携が図示されておりますが、具体的な実施事業が明確でないということが挙げられました。

2点目に、図書館の利用環境についてであります。

利用可能な日時として、火曜日から金曜日は午前10時から午後6時まで、土曜・日曜は午前9時より午後5時

までの開館となっている。また、休館日は毎週月曜日で、祝日の場合はその翌日も休館日となる。このことから、開館時間の延長と開館日の増加を求める声が上がってきております。施設環境の面では、蔵書数が年々増加することにより、開架スペースが手狭になってきており、学習机や閲覧スペースが足りなくなっていること、また、読み聞かせスペースでの音や歓声が館内に反響しやすいような構造になっていること、2階が図書館としての機能を十分発揮できていないことなどの課題があります。また、本市では、貸し出しや返却することができる施設は、市立富良野図書館の1館しかなく、市内全域にサービスが行き届いていないことから、公平性が保たれていない現状にあります。

3点目に、図書館とボランティア活動のかかわりについてであります。

現在、図書館を拠点に活動する団体が22団体あり、このうち5団体が読書推進ボランティアのサークルであります。そのほか、社会福祉協議会による図書の配本ボランティアや、各種文芸サークルが利用しております。しかしながら、高齢化によって会員数が減少していることや、読書推進ボランティアに対して研修事業の充実と支援が必要なことを課題としております。

4点目に、学校図書館との連携についてであります。

団体貸し出しやブックトラックによる図書の巡回、学校サポートブックによる一括貸し出し、読書推進イベントであるブックフェスティバルの実施、学校図書館運営相談事業などを行っておりますが、市内小・中学校の学校図書館の現況については、平成26年度で蔵書数が5万7,000冊、貸し出し冊数は9,948冊であります。各学校における学校図書の環境や読書推進の取り組み方法に差異があり、児童1人当たりの貸し出し冊数には違いが見られます。

また、学校図書館の図書は、児童生徒、教職員のアンケートを実施した結果や、教科書で紹介された図書、分野のバランスを考慮しながら選書して購入をしております。学校図書館の整理は配属になった担当の司書教諭が行うことになっておりますが、学校図書の業務以外にも多くの仕事を抱え、多忙であることから、司書教諭へのサポートが必要であり、蔵書の管理は学校ごとに異なる方式で管理しており、図書の整理や管理には多くの時間を要することから、貸し出しも含めて管理できるシステムを導入することが必要であります。

委員会として、読書の必要性、読書の機能や施設、環境、学校図書との連携について、次の5点について委員会の意見の一致を見たところであります。

1点目は、市民と図書のかかわりについて、全ての市民にとって重要であることから、ブックスタートをきっかけとして継続的な提案が必要であるとともに、山部・

東山両支所、各地域会館などにブックトラックの事業の拡大や、返却拠点の増設が必要であります。

2点目に、施設運営について、図書館は、知識の拠点として市民が読書によって文化教養を高められるようにするため、また、多様なコミュニティの拠点として利用しやすい環境を整えるため、2階エリアの利活用を図り、書架、学習機の設置場所、閲覧、憩談スペースの拡張を図り、目的に応じた利用ができるように、環境整備とともに、より利用者ニーズに応えるために、開館時間の延長と開館日の増設が必要であると考えます。

3点目に、人材育成、人員拡充についてであります。

図書館運営の高度化や事業の充実と拡大を推進する観点から、あらゆる分野で活躍する市民ボランティアの育成支援を推進し、サービスの充実と学校図書へのサポート体制を構築するため、司書及び職員の拡充が必要であると考えます。

4点目に、市民への情報提供についてであります。

蔵書検索だけでなく、読書推進のために提案や図書館のイベント、図書に関するサービスの総合的な発信をすることができるホームページが必要であります。また、本棚と本の関係を管理するという概念を持ち、2次元カラーバーコードなどの蔵書を管理するツールを利用して蔵書の管理に際して作業の軽減、簡素化を図るなど、新たなシステムの構築が必要であると考えます。

5点目に、市民参画についてであります。

図書館が市民にとって利用しやすく、交流拠点としての役割を担う施設になることが理想であることから、広く市民の意見が反映されるために運営協議会を設置し、市民協働の図書館運営を目指す必要がある。

以上、5点であります。

市立富良野図書館が開設されて24年が経過し、時代とともに市民のニーズも変化をしております。時代が変わっても普遍的な役割を持つ読書について、富良野市は、その推進事業を進めてまいりました。富良野市のブックスタート事業や読み聞かせ事業は、子供たちの教育や健全育成に大きく寄与している。今後も、さらなる少子高齢化や人口減少の進行により施設の多様化が求められますが、さらに市民の要望に応えられるよう、関係者の努力を期待し、報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、調査第2号、少子高齢化の実態と対策について及び都市事例調査について。

保健福祉委員長今利一君。

保健福祉委員長（今利一君） -登壇-

保健福祉委員会より、事務調査第2号、少子高齢化の実態と対策について、調査結果の経過と報告について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、本市の少子高齢化の現状把握について努めてまいりました。さきの第3回定例会における中間報告の後、都市事例調査を行いながら調査してまいりました結果について御報告申し上げます。

現在、直面している急速な高齢化と人口減少の流れは、これまで、どこの国においても経験したことがなく、国民生活とそれを支えている行政の役割は大きな転換期を迎えております。これまで、人口減少、少子高齢化を見据えた新たな枠組みを構築することが必要になっており、本委員会では、少子化と高齢化の二つの面から現状を捉えてまいりました。

高齢者の施策は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画並びに介護保険法に基づく介護保険事業計画により、各種施策が実施されているところであります。高齢者マンションの実態、認知症対策やふれあいサロン、独居老人の現状、施設入居者数、現状の待機者数、そして高齢者福祉の全体像について調査をしてまいりました。

また、少子化への対策は、子ども・子育て支援法に基づく新たな支援制度により、富良野市子ども・子育て支援事業計画が平成27年度からスタートし、あわせて、次世代育成支援対策推進法の期間延長に合わせた富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画を策定する中で、新たな制度における制度の運営やサービスの提供が始まったところであり、委員会では、市内保育所ごとの子供の数、職員の現状、運営の経費などの調査をしてまいりました。

委員会では、これまで述べてきた事業を調査し、内容を精査する中で、少子高齢化への対策の項目として、子育て支援に関する調査に重点を置き、次世代育成支援地域行動計画に示されている特定事業14事業の中のファミリー・サポート・センター事業と通常保育について、さらに調査を進めることといたしました。

ファミリー・サポート・センター事業は、平成26年度から開始され、比較的新しい事業であり、現在までの取り組み状況について、担当部局から聞き取りを行いました。本事業は、乳幼児や小学生など児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなど援助を

受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者と相互援助活動に対して連絡調整を行う事業であります。

導入の背景として、ファミリー・サポート・センター事業は、子ども・子育て支援法に基づく法定化された事業であること、就学前児童保護者を対象にしたアンケート調査や、富良野市子ども・子育て会議において、同事業を望む意見が多かったこと、道内では43市町村で導入されていることなどが上げられました。

平成26年6月の定例会で、本事業の補正予算が承認された後、7月から9月にかけて開業準備、講習会を開催し、会員への周知、説明を行う中、10月8日にサービスが開始されております。事業の開始後も、会報の発行、交流会、講習会の開催、広報誌への活動掲載等により制度の周知や会員の拡大の活動を行い、会員数は平成27年7月31日現在、依頼会員48名、提供会員27名、両方会員が20名、計95名となっております。

本委員会として、少子高齢化の現状と対策について、調査において確認された現状と都市事例調査の結果を踏まえ、意見交換を行ったところ、次の意見の一致を見たところであります。

これからの富良野市の子育て支援は、育児をする保護者や、子育てにかかわる人たちのみならず、社会や市民全体の支援、特に子育てにおける経験豊富な方々の支援がいただけるようなシステムづくりを模索することが望まれております。社会的な環境の変化により、共働きの世帯や母子家庭、父子家庭の世帯が増加する中、さまざまなニーズに応えるため、子育て支援が必要となり、行政だけでなく民間事業者やボランティアと連携した支援体制の構築が必要となっております。また、そのことは、従来の家庭が持っていた3世代による子育て機能が、核家族化の進行とともにその能力が低下し、公共や民間のサービスにより補完する状況となっていることからもうかがえます。

今回、重点を置いて調査したファミリー・サポート・センター事業は、多様化する子育てニーズに対応した事業であり、従来の地域コミュニケーションの中で有した機能を制度化したものであります。地域全体で子育てを支え、ボランティアと連携して、地域が活性化し、あわせて、地域の見守りにつながる活動は、新たな子育て支援活動として期待が持てる事業であります。

さらには、子育て支援事業に高齢者ボランティアが多くかかわることにより、世代間交流や高齢者の健康増進、生きがいづくりの推進にもつながり、その結果、高齢者支援策としても効果が上がることも期待されております。

以上のとおり調査を進めてきたところでありますが、調査を通じて、国は、大局的な方向性を示すグラウンドビジョンを示し、国民の生活や社会の安定を図る基本的な

サービスの設計、提供を行うべきであると感じました。特に、出産や子育てに関する医療、教育の面で、経済的負担の軽減、高齢化に伴う認知症対策などは、国の責任において環境を整備することが重要と考えます。

また、地域においても、これまで子育て支援や高齢者対策など各種サービスの向上に取り組んできましたが、本格的な高齢化社会に立ち向かうためには、あらゆる世代やさまざまな主体が一体となり、地域の実情や特徴に合わせた施策の充実が望まれるところであります。

以上、保健福祉委員会より事務調査の報告を終わります。

続きまして、保健福祉委員会より、都市事例調査について御報告申し上げます。

本委員会では、平成27年9月定例会において許可を得た子ども・子育て支援施設の実態について、委員6名により、10月8日、9日の2日間、滝川市、北広島市において都市事例の調査を実施いたしました。

調査の内容につきましては、報告書を御一読願ひ、調査後の考察を中心に報告を申し上げたいというふうに思っています。

滝川市では、こども未来づくり条例を平成21年4月に制定し、この指針に基づき、こどもセンターを軸として、地域の各機関と連携しながら、子育て、子育ての環境の充実を図ってまいりました。

考察になりますが、滝川市においては、子育て支援体制をネットワーク化し、妊娠から出産、育児までライフサイクルに応じた子育てサポート体制が整えられております。また、さまざまな機能がこどもセンター内に集約され、相談の受け付け窓口がわかりやすいことは、市民にとって利便性がよいと感じました。運営に関しては、調整会議などが定期的で開催されており、関係機関の連携が住民にとって何よりも心強く感じられ、交流情報発信、安全・安心など、頼れる施策と考えられております。また、交通の便などで支援センターに来所できない親子、交流参加されない親子に対して、年8回、育児相談、心のケアなど細部まで目を届かせた地域訪問事業が実施されておりました。未来に向かった事業推進が行われておりました。

次に、北広島市地域子ども・子育て支援であります。北広島市の子育て環境は、保育所11カ所、幼稚園8カ所、地域子育て支援センター3カ所、児童センター3カ所、一時預かり保育3カ所、ファミリー・サポート・センター1カ所、こども緊急サポートネットワーク1カ所でありました。

考察になりますが、家庭の孤独化を防ぎ、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、親同士の情報交換、情報提供による明るい社会、家庭づくりなど、地域全体で子育てを支える体制づくりを実施するための拠点

整備とともに、地域全体の意識改革がなされておりました。また、自治体の地理的条件や、大手企業の生産工場の誘致により、子育てに関するニーズがさらにふえる可能性があり、その対応のため、こども緊急サポートネット、シルバー子育てサポート事業など、民間の力をかりながら事業の展開が進められておりました。今後、事業の継続をする上で、市担当者の研修や高度な技術を持った人員配置が必要であり、さらには、子育て支援を行う団体とのネットワークづくりが必要であると感じたところでもあります。

また、今回の調査の中で、北広島市がインターネットの動画サイトを通じて取り組む広聴・広報活動を視察する機会を得ることができました。少子高齢時代を迎えるこれからの行政を進めていく上で、市長を初め、市職員が率先してまちの発展のために広聴・広報活動が展開されていることは、行政として好循環のサイクルを推進するとして効果を持てたところでもあります。

以上、保健福祉委員会から都市事例調査の報告を終わります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で保健福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第3号、市道及び道路環境の整備について及び都市事例調査について。

経済建設委員長黒岩岳雄君。

経済建設委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

経済建設委員会より、都市事例調査について御報告を申し上げます。

調査内容の詳細と、室蘭市、登別市、寒地土木研究所の事業の詳細につきましては、報告書を御一読願います。

調査後の考察を中心に御報告申し上げます。

室蘭市は、急激な人口減少に直面しながら、市民生活に一番近い社会インフラである道路をどのように管理しているか、富良野市も共通の課題として参考すべき点が多くありました。室蘭駅周辺から東室蘭駅周辺へとまちの中心が移る中、いち早く交通バリアフリー法の制度を活用し、駅の橋上化による東西街区の移動性や高齢化に対応したエスカレーターの設置、歩道の段差解消など整備を進めてきた先見性は学ぶべきであり、10年、20年スパンでまちの発展を考え、インフラ整備をしなければならぬと改めて感じたところです。

道路破損箇所をスマートフォンのアプリを利用して市民から投稿してもらう実証実験は、道路修繕の新たな仕組みとして注目すべきものであり、今後の行政と、市民の双方向ツールとしての可能性を切り開く取り組みであ

ります。富良野市では、連合町内会、コミュニティ推進員やタクシー協会との連携による通報体制が確立されていますが、ICTを活用した行政運営のあり方は、地域課題を共有、解決していく取り組みとして今後ますます重要になってくることから、その動向を注視すべきと考えます。

登別市は、温暖多湿な気候と、オロフレ山系による地形が影響し、夏から秋にかけて集中豪雨がしばしば発生することから、道内でも降水量の多い市町村の一つであります。今回、調査した道路排水対策事業は、平成25年度から平成32年度にかけて取り組まれている登別市の大型事業推進プランの中にも組み込まれており、8年間で総額16億円の道路排水関連の予算が計上され、行政が厳しい財政運営の中でも喫緊の課題として防災関連事業を捉えており、中でも、大雨災害に対する防災意識が非常に高いものであると感じたところでもあります。また、登別市では、道路排水対策の優先順位を各種指標で数値化して決めており、市民に説明できるように、決定方法の透明性を確保しております。

今後、富良野市においても、人口減少により税収が伸び悩む中で、既存のインフラ整備の補修、改修経費等は年々増加してくると思われれます。長寿命化計画の実行とともに、更新の取捨選択を迫られることが予想され、地域住民の理解を得ながらインフラ整備の優先順位を決める手法を富良野市としても検討していくべきと考えます。

寒地土木研究所では、主に凍結路面対策、凍上対策、騒音低減、排水性向上などの道路環境改善策、交通事故対策について研究に携わっている方々から直接説明を聞くことができました。その研究成果は、富良野市の市道、道道、国道においても確認できる場所があり、具体的にどのような現場に反映されているかを理解することができました。また、各自治体が発注する土木工事受注企業が寒地土木研究所で開発された新たな技術手法を速やかに生かせるよう、情報交換を密にできる体制が、行政も含めた土木業界全体が必要ではないかと考えます。

以上、室蘭市、登別市、寒地土木研究所の都市事例調査報告を終わります。

続いて、平成27年第3回定例会において許可を得ました調査第3号、市道及び道路環境の整備についての調査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会では、道路、排水路、橋梁の3項目について重点的に調査を進め、今後の道路行政の推進について、委員会の議論を踏まえて、以下のとおりまとめました。

要旨のみ申し上げます。

詳細につきましては御一読願います。

市道、道路環境の整備については、市民生活や産業の基盤となるインフラを適切に維持管理していく上で必要不可欠であります。近年の異常気象により、全国各地で、

局地的な集中豪雨が発生し、各自治体では、大雨による道路や橋梁被害への対応、排水路の整備など、地域住民の命を守るための災害対策が急務になっております。また、道路整備の推進に当たっては、これから急速な人口減少が進み、超高齢化社会を迎えることから、従来の拡大志向のまちづくりからの転換が迫られ、行政によるその推進施策がますます重要なものとなってきております。

#### 1、社会インフラ整備の考え方について。

社会生活基盤による道路、排水路、橋梁については、地域の将来性や社会情勢における産業構造の変化、人口動態の将来動向を踏まえ、長期的な展望に立って、これら社会インフラの整備を検討していかなければなりません。

今後、市街地においては、土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能なコンパクトシティへの流れが一層展開されることとなります。それに伴い、都市計画道路の見直しも必要となってまいります。一方、農村地域においては、農地の集約による大規模化によって大型機械の導入が進み、幅員の狭い農道や橋梁など、従来のインフラでは受け入れ対応が困難になることも考えられます。さらに、行政は、地域の急速な人口減少を背景に、市の厳しい財政状況の中で、インフラの整備、更新が迫られることが想定されます。そのため、地域住民の理解を得ながら、求められる都市機能に対応した効率的かつ効果的なインフラ整備を進める手法を構築されることを望みます。

また、道路や橋梁の幅員の拡幅、地域が抱えている課題を把握し、インフラ整備にかかわる規制緩和を国等へ要望していくことも必要と考えます。

#### 2、安全安心な生活空間を目指した道路管理について。

道路は、市民が日常生活を送る上で欠かせない生活基盤であり、ふだんから通行してよく目にしているものがあります。その維持管理は、現在、市と受託企業がパトロールに当たっておりますが、市域が広範囲にわたることから、全ての道路に目が行き届かないのが実情です。市民一人一人に、日常の行動から道路の破損箇所を発見してもらうことで、早期発見、早期補修が可能となり、安全・安心な道路環境を維持することができます。そのためには、市民に対する広報等による市への通報協力の呼びかけや、市民と行政の連携した道路の維持・補修体制を確立していくべきです。

また、市街地における幹線道路は、順次、バリアフリー化が図られてきておりますが、歩道入り口の段差など、個々人によって不自由と感じる基準がさまざまであり、限られた財源の中、目指す基準をどの程度にするか、検証していく必要があります。身障者や高齢者の立場になって段差解消や案内標識の整備を行い、通院や買い物

等、容易に移動でき、安心して快適に過ごせる歩行者交通ネットワークの形成を望みます。

#### 3、先端土木技術の活用について。

本市は、積雪寒冷地の中でも、特に昼夜の寒暖差が大きく、道路等の凍上被害が発生しやすい状況にあります。また、道路の路面凍結を原因とする交通事故が毎年多数発生しており、排水性を含めた道路環境の改善が望まれるところです。

道路や周辺環境の補修、改良を進めるに当たって、技術的な判断を迫られた場合、公的な試験研究機関へ事前に相談し、その持っている先端技術を利用した舗装材や施工方法の導入を検討するなど、蓄積されたノウハウを積極的に活用すべきと考えます。

以上、経済建設委員会からの事務調査報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終了いたします。

#### 日程第6 議員の派遣に関する報告

議長（北猛俊君） 日程第6、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事例調査の結果について報告を求めます。

5 番 岡野孝則君。

5 番（岡野孝則君） -登壇-

民主クラブより3都市の事例調査報告をいたします。

要点のみ報告をいたします。

詳細については、御一読願います。

最初に、山口県下関市子ども・子育て支援事業、ふくふくこども館について御報告申し上げます。

下関市は、下関駅周辺のにぎわいと交流拠点の創出、まちなか生活の再生、まちなか回遊を創出するまちづくりを大きな目標として掲げ、平成17年度より計画され、下関駅にぎわいプロジェクトにより、駅周辺の整備に取り組んでおりました。市の玄関口にふさわしい魅力がある集客交流機能を導入し、既存施設と連携し、駅周辺の回遊性を高めるとともに、交流によるにぎわい創出を目的として、平成21年より5年間、約81億円で進めてきたプロジェクトです。その施設内の3階と屋上を利用し、ふくふくこども館があります。多世代が交流することを目的として、親子で遊ぶプレーランド、一時預かり室、子育てにかかわる相談やサポート体制の充実を図っており、平成26年度来館者は約25万人、うち市内が72.9%で、

ほか市外、県外であり、周辺地域からも望まれ、まさににぎわい創出の施設でありました。

考察を申し上げます。

下関にぎわいプロジェクトとして駅周辺施設も調査する中、ふくふくこども館は、多機能的に整備され、子育て支援とにぎわい創出という両面からのアプローチが大変効果的と感じる施設でありました。

富良野市においても、平成25年度子ども・子育て関連3法の改正により、子育て支援や環境づくりにさまざまな事業を行っており、3世代交流を目的とした事業や相談窓口の機能向上など、就学前児童とその子供を持つ家庭の立場から、本市に必要な支援策や事業の再構築を考える必要があると感じました。

また、子育て事業とまちなか回遊を結びつけ、相乗効果を導き出す政策を行うことは、多世代交流や居場所づくりの創出につながり、さらには子育て世代の相談しやすい環境づくりに大きく貢献できるものと感じました。加えて、まちなかに人が集まる仕組みによって発生する消費行動は、恒久的な循環が期待できるところであります。

次に、愛媛県新居浜市障がいや発達課題のある子供への一貫した支援体制について御報告申し上げます。

発達支援の取り組みまでの経緯として、平成20年4月、乳幼児期から就労期まで各ライフステージに対応する関係機関と連携し、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえ、その能力を十分に伸ばし、生活上、学習上の困り感を軽減するために、一貫した支援や指導を包括的かつ継続的に実施、または、コーディネートする部署として教育委員会内に発達支援準備室を設置し、発達支援の取り組みをスタートさせておりました。

取り組みの基本的考えとして、子供のライフステージに応じ、幼児期から青年期まで成長に応じた発達課題の取り組みが肝要であり、行政として、教育委員会、福祉部、経済部が連携をとり、支援を必要としている子供が入学や進学、卒業などによって支援を中心的に行う者がかわることで支援の一貫性が途切れないように、子供のライフステージに応じ、生涯にわたる一貫した支援を進め、障がいや発達課題があっても、ともに地域で暮らし、ともに地域で働く社会の実現を目指し、身近な地域で暮らし続けていくことができるまちづくりのためのシステムづくりと、成長する子供たちのことを基本として、教育委員会が所管となり、推進されておりました。

発達支援の各施策展開については、特に、早期発見として、乳幼児健康診査において、一定期間にて細部にまで調査することができるスクリーニング強化方策を導入し、現在、1歳6カ月健診において、保護者に対し23項目を質問し、疑問が生じた場合、さらに9項目を追加し、早期発見に努めておりました。

考察を申し上げます。

教育委員会内に発達支援準備室を設置して7年が経過し、スタッフの増員、相談機能の充実、こども発達支援センターの開所、早期療育通園事業の開始など、発達支援・特別支援教育の諸施策が図られておりました。

しかし、その反面、相談件数や困難事例の増加とともに、より高度な個別支援へのニーズが高まっており、今後、発達支援のサービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、心理職や療育支援者の人材確保が急務であるということが課題となっております。特に、今回、本市を事例調査し、感じたことは、乳幼児期から青年期までに対し、教育委員会が所管となり、早期発見、早期対応し、一貫性のある途切れのない支援が行われており、将来を見据えた事業推進に好感を持ってたところでありませぬ。

次に、香川県小豆島町、観光と農業の連携、オリーブを核とした地域活性化の取り組みについて御報告申し上げます。

明治31年、オリーブの試験栽培が三重県、香川県、鹿児島県の3県で行われ、香川県小豆島だけが成功に至りました。いっときは栽培面積が130ヘクタールまでになり、その後、減少しつつも、平成15年にはオリーブ振興特区に認定され、平成23年には小豆島オリーブトップワンプロジェクトに着手し、情報発信などイメージアップの戦略を行い、オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業などを推進し、栽培面積は137ヘクタール、収穫量352トン、売上金額は平成22年で29億5,400万円が平成26年には倍額の58億1,300万円となり、農業と観光の連携により成長産業として位置づけられてきておりました。

産業発展における経緯は、長年の努力とともに、平成25年、小豆島町新しい産業づくり条例を制定し、その内容として、町内に新たに事業所を開設する企業の固定資産税や特別償却設備の補助、そして、起業家支援分として、事業を行っていない個人、新分野へ進出する企業に対する起業準備費等の補助上限500万円、移住者の場合は上乗せ100万円などの補助があり、小豆島町では補助事業等の周知、そして、移住・定住促進事業推進により定住された方は現在まで220人を数えておりました。

考察を申し上げます。

小豆島町は、離島としての不利な条件を克服するため、新規就農などを目指す数多くの移住者への受け入れ体制を確立しており、地場産業発展のための努力を感じました。

富良野市においても、農業振興の一つとしてワイン事業があります。小豆島町のオリーブ産業とも類似している点が多い。本市のワイン事業でも、原料ブドウ栽培において農業支援事業がありますが、栽培面積の減少や生産者の高齢化等の課題を抱えており、今後、発展に向け

た新たな支援事業の提案が重要と考えられます。

農業担い手センターの運営にあっても、広く情報発信を行い、本市に移住、定住してくる方や、農業就農者を今後ふやしていかなければなりません。都会にはない農村風景の魅力を十分に生かし、官民の連携でさらなる富良野の魅力を発信し、本市をアピールすることが必要であると感じたところであります。

以上、都市事例調査報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

#### 日程第7 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成27年度7月から10月分、4件であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

#### 日程第8

##### 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（北猛俊君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦について御説明を申し上げます。

本件は、本市の人権擁護委員、荒木美恵子氏は、平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、後任に黒岩優佳氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、黒岩優佳氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） 人権擁護委員候補者の提案推薦

がなされました。

推薦なされるまでの経緯についてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 人権擁護委員候補者の推薦ということで提案をさせいただきましたけれども、経緯ということでございます。

荒木委員につきましては、長く御活躍いただきましたけれども、本任期をもって辞意を伝えられたということで、人選に当たりまして、今回、黒岩優佳氏を御提案申し上げているところであります。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時51分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の岡野孝則君の質問に御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 岡野議員の御質問にお答えをいたします。

人権擁護委員荒木美恵子氏につきましては、今期をもって辞任したいという意思の伝達がございました。そこで、人権擁護委員は5名おりますけれども、そのほかの委員に、人格高く人権擁護委員に的確な方を御紹介いただきたいという話の中で、黒岩さんというお話がございまして、市としましても、適任ということで、今定例会に議会の意見を求めているということであります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

#### 日程第9

##### 議案第21号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北猛俊君） 日程第9、議案第21号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第21号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員鈴木弘美氏は、平成28年3月8日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、鈴木弘美氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

#### 日程第10

報告第1号 専決処分報告（平成27年度富良野市一般会計補正予算（第5号））

議長（北猛俊君） 日程第10、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

報告第1号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年10月5日付で、平成27年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成27年度富良野市一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ341万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億5,782万3,000円とするものでございます。

その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

13款災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧費で、平成27年10月2日の強風により被害を受けた公営住宅北の峰南団地の復旧に係る施設修繕料及び北の峰南団地災害復旧工事費で、341万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

11款地方交付税は、特別交付税で、258万2,000円の追加でございます。

21款諸収入は、建物総合損害共済災害共済金で、83万7,000円の追加でございます。

以上、平成27年度富良野市一般会計補正予算の専決処分について御報告申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第11

議案第1号から議案第20号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第11、議案第1号から議案第20号まで、以上20件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成27年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ4,025万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億9,808万1,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加11件、地方債の補正で変更2件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

24ページ、25ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、(債)地域センター病院改築助成土地開発基金繰替運用積戻金及び(債)地域センター病院改築助成ワイン事業基金繰替運用積戻金、補助額確定による広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金及び市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、マイナンバーカード交付に必要な機器を整備する器具購入費等の追加、前年度繰越金及び事業費確定に伴う富良野広域連合負担金、住民情報システムのソフトウェア使用料、シュラートミンク市友好都市提携締結35周年記念式典の規模縮小に伴う開催経費等の減額、2項徴税費で、過誤納還付金の追加、4項選挙費で、選挙権年齢引き下げ等に伴う選挙人名簿システム改修委託料の追加、知事及び道議会議員選挙費及び市議会議員選挙費の執行額確定による減額、差し引きいたしまして3,576万6,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、地域福祉センターの変圧器を入れかえる施設修繕料、養護老人ホーム寿光園の浴室の手すり設置等の施設修繕料、業務用冷蔵庫の器具購入費、臨時福祉給付金等の追加、臨時福祉給付金給付事業費に係る事務経費の減額、2項児童福祉費で、ひとり親家庭等医療費、障害児通所給付費、地域型保育給付金の追加、認可保育所再編事業費の(債)園庭整備工事費等の減額、差し引きいたしまして1,847万1,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、乳幼児医療費、乳児家庭全戸訪問事業費に係る文具・消耗機材及び印刷代及び器具購入費等の追加、医療受診者通院交通費助成金、事業費の確定による墓地造成工事費の減額、2項清掃費で、一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額、差し引きいたしまして914万1,000円の減額でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、雇用促進事業費の就職応援フェアの開催をしごと情報提供サイト運営に切りかえるためのしごと情報提供業務委託料の追加と既存経費の減額、差し引きいたしまして54万2,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、富良野市農業担い手育成協議会の法人化に伴う富良野市農業担い手育成機構出捐金等の追加、事業費の確定による経営体育成支援事業助成金、環境保全型農業直接支払交付金、農業基盤整備促進支援事業補助金等の減額、2項林業費で、造林面積の増に伴う民有林育成推進事業補助金の追加、差し引きいたしまして1,179万5,000円の減額でございます。

7款商工費は、1項商工費で、国費の増額に伴う中小企業経営改善指導事業等補助金(商品開発事業)、金融機関預託貸し付け分確定による商工業パワーアップ資金貸付金269万6,000円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、橋梁点検業務負担金の追加、事業費の確定による設計測量調査委託料、市

道橋長寿命化修繕工事費の減額、差し引きいたしまして167万6,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、図書館会議室のパネルヒーター修繕に係る施設修繕料の追加、事業費の確定による育英基金貸付金の減額、3項中学校費で、樹海中学校の暖房機を更新する器具購入費の追加、4項幼稚園費で、対象件数及び国の補助単価の増に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の追加、5項社会教育費で、社会教育費寄附金を充当し、図書館の絵本用書架を購入する器具購入費、国のモデル事業として東京大学演習林との協働・連携により実施する森林学習プログラム推進事業費に係る経費の追加、6項保健体育費で、スポーツセンターの暖房機等の修繕に係る施設修繕料の追加、差し引きいたしまして743万5,000円の追加でございます。

11款給与費1項給与費は、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、収入見込みを考慮し、1項市民税で、1目個人現年課税分所得割、2項固定資産税で、1目固定資産税現年課税分償却資産2,000万円の追加でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で7,546万9,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費(給付費等)負担金の追加、2項国庫補助金で、臨時福祉給付金給付事業費補助金、子ども・子育て支援交付金等の追加、臨時福祉給付金給付事務費補助金の減額、3項委託金で、首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業委託金の追加、差し引きいたしまして1,555万3,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費(給付費等)負担金の追加、2項道補助金で、電源立地地域対策交付金、乳幼児医療費助成事業補助金、多面的機能支払補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金等の追加、子ども・子育て支援交付金、強い農業づくり事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金の減額、3項委託金で、知事及び道議会議員選挙費委託金の減額、差し引きいたしまして547万円の減額でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、社会教育費寄附金10万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金及び育英基金繰入金6,112万円の減額でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金323万5,000円の追加でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、商工業パワーアップ資金元利収入の減額、5項雑入で、農業者年金事

務委託手数料、研修生受入環境整備支援事業助成金等の追加、差し引きいたしまして19万1,000円の追加でございます。

22款市債は、事業費の確定による認可保育所園庭整備事業債及び医療受診者通院交通費助成事業債770万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、平成27年度本庁舎警備業務委託料、平成27年度一般廃棄物収集運搬業務委託料、平成27年度リサイクルセンター運営管理業務委託料及び平成27年度スクールバス運行委託料につきましては、平成28年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、平成27年度山部地区コミュニティー運行事業費及び平成27年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、同事業の平成28年度乗り合い事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要なため、平成27年度富良野市地域会館指定管理料ほか4件の指定管理につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結に当たり、記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるために追加するものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、認可保育所園庭整備事業費及び医療受診者通院交通費助成事業費につきましては、事業費の減額に伴う起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第2号、平成27年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ264万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を8億862万4,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページ下段でございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費1目一般管理費で、職員管理費、5目水処理センター管理運営費で、施設修繕料、合わせまして264万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、8ページ、9ページ上段でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金264万3,000円の追加でございます。

戻りまして、4ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正のとおり、水処理センター管理運転委託について、平成28年度から平成32年度までの5カ年契約を行うための

追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第3号、平成27年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億4,656万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費1目一般管理費で、職員の会計間異動に伴う職員管理費の追加、消費税の減額、差し引きいたしまして12万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金12万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第4号、平成27年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、収益的支出に476万3,000円を追加し、支出予定額を4億3,646万3,000円にしようとするものと、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

4ページ、5ページでございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用の職員給与費で476万3,000円の追加でございます。

第4条債務負担行為の補正は、平成27年度水源送水場管理委託料及び平成27年度検針及び料金徴収委託料につきましては、平成28年4月1日から業務を実施する上で平成27年度中に契約事務を進めるため、期間、限度額を定め、追加するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第5号、富良野市税条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成27年9月30日に地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことなどに伴い、富良野市税条例及び平成27年3月31日で制定した富良野市税条例等の一部を改正する条例の関係規定を改正するものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、富良野市税条例の改正で、市税条例第129条の3第2項第1号に規定する特別土地保有税の減免の申請書の記載事項に、納税義務者の個人番号及び法人番号を追加するものでございます。

第2条は、富良野市税条例等の一部を改正する条例の改正でございます。

第1条の改正は、従前、納付書及び納入書に記入することとされていた法人番号が、省令改正により記入しないこととなったことから、条文中の富良野市税条例第2条第3号及び第4号の法人番号の記入に係る改正規定を削るものでございます。

市税条例第26条第7項、第63条第1項第1号、第87条第2項第2号及び第137条第1号の改正は、条文中に規定の法人番号について、省令及び国の通知において具体的な定義がなされたことによるものでございます。

附則の改正は、第1条で定めた施工期日から市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削除することに伴う条文の整理でございます。

なお、条例の施行は、第1条の規定につきましては平成28年1月1日からとし、第2条の規定は公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第6号、富良野市デイサービスセンター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月25日公布の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、一定以上の所得がある利用者の自己負担が引き上げられたことに伴い、富良野市デイサービスセンター設置条例を改正するものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

第13条第2項第1号及び第2号の改正は、一定以上の所得がある利用者の自己負担額の引き上げに伴う法改正に対応するため、100分の10に相当する額の規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行につきましては、公布の日からとし、平成27年8月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月25日に公布の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、一定以上の所得がある利用者の自己負担が引き上げられたことに伴い、富良野市立養護老人ホーム設置条例を改正するものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

第3条第2号の改正は、特定施設に入所している要介護者及び要支援者に対して行う事業を明確にするものでございます。

第10条第2項第1号及び第2号の改正は、特定施設に

入所する要介護者及び要支援者に対する事業に係る利用料金について、一定以上の所得がある利用者の自己負担額の引き上げに伴い、100分の10に相当する額の規定の削除と引用条項の改正でございます。

なお、条例の施行につきましては、公布の日からとし、平成27年8月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第8号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、総務省通知により、地方税の減免の申請期限については、市町村の実情等を踏まえて期間を定めることが明確化されたことを受け、国民健康保険税の減免申請期限の変更を行うもの、あわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴う規定の改正でございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第22条第2項の前7日を削除する改正は、国民健康保険税の減免申請期限を納期限前7日から納期限に変更するためのものでございます。

同項第1号の改正は、申請書記載事項に個人番号を加えようとするものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成28年1月1日からとし、第22条第2項の改正規定中、前7日を削る改正につきましては、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第9号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、総務省通知により、地方税の減免の申請期限については、市町村の事情等を踏まえて期間を定めることが明確化されたことを受け、介護保険料の減免申請期限の変更を行うもの、あわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴う規定の改正でございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第10条及び第11条第3項第1号は、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することに伴う改正でございます。

第11条第3項の前7日を削除する改正は、介護保険料の減免申請期限を納期限前7日から納期限に変更するためのものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成28年4月1日からとし、第11条第3項の改正規定中、前7日を削る改

正につきましては平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第10号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市デイサービスセンター設置条例第4条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市デイサービスセンターいちいの指定管理予定者として社会福祉法人富良野市社会福祉協議会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市デイサービスセンター設置条例第4条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市デイサービスセンターやまべの指定管理予定者として社会福祉法人富良野あさひ郷を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市立養護老人ホーム設置条例第7条の規定に基づき、第8条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市立養護老人ホーム寿光園の指定管理予定者として社会福祉法人富良野あさひ郷を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。  
議案第13号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市自然休養村管理センター設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市自然休養村管理センターの指定管理予定者として株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第14号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市農村環境改善センター設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市農村環境改善センターの指定管理予定者として株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第15号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市農業体験者滞在施設設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市農業体験者滞在施設の指定管理予定者としてふらの農業協同組合を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第16号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市チーズ工房設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市チーズ工房の指定管理予定者として株式会社ふらの農産公社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第17号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市地域会館設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、朝日会館ほか20館の指定管理予定者として、各地域会館等の運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第18号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市集落センター設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、平沢集落センターほか3館の指定管理予定者として各地域の集落センター運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第19号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野地域福祉センター設置条例第4条の規定に基づき、第6条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市地域福祉センターの指定

管理予定者として社会福祉法人富良野市社会福祉協議会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第20号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市郷土芸能伝習館設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市郷土芸能伝習館の指定管理予定者として富良野市郷土芸能伝習館運営委員会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として指定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 以上で、本件20件の提案説明を終わります。

## 散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日から11日までは議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会であります。

14日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時31分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月7日

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 佐 藤 秀 靖